

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問５（情）第11号）

第１ 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定については、これを取り消し、再度対象文書を特定した上で、改めて開示可否を決定すべきである。

第２ 審査請求に至る経過

１ 開示の請求

審査請求人は、令和４年11月12日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第５号。以下「条例」という。）第６条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

平成18年度以降、表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど１／２となっていない基礎調査調書（P. 1/4）の例を３例ではなく、１例のみ行政文書として開示願います。

２ 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第８条第２項の規定により、令和４年11月28日付けで決定期間の延長を行い、その後、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和５年１月12日付けで審査請求人に通知した。

３ 審査請求

審査請求人は、令和５年４月10日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第２条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

この不存在通知書は、表土という自然界のことに関する技術的な調査結果について平成18年度以降はすべての基礎調査調書で、記載された表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていることを意味する。

自然界の事柄では、ガウス分布に従うなどバラツキのある統計的な分布するのが通例であり、平均値が最大値のちょうど1/2になる場合はまれであると思われる。しかし広島県の基礎調査調書ではすべて表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2になるというとうてい起こりえない結果が記載されている。

これは、基礎調査において表土の厚さをまったく実測せずに表土の平均厚さと最大厚さを記載したものと判断されるが、このようにまったく実測せずに数値を記載するということは「捏造」にあたる。

また、このような不正確な基礎調査調書をもとに土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定事務を行うことはあってはならない。

再度、表土の平均厚さと最大厚さを実測し直して正確な基礎調査調書を作成し、その表土厚さなら本当に土砂災害警戒区域・特別警戒区域に該当するかどうかということを考えて警戒区域等の指定事務を行うべきである。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

表土厚さをきちんと実測したうえで正確な基礎調査調書を作成した後に土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定事務を行っていただきたいため審査請求する。

確かに下記グラフ（省略）からも平成18年度以降、「表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1/2となっていない」例はない。しかし、平成18年度以降、すべての基礎調査調書でこの比はちょうど1/2となっている。

この比が、すべての基礎調査調書でちょうど1／2となっていることから、基礎調査調書の表土の厚さは捏造された値であろうと判断される。

下記のグラフは基礎調査調書の表土「最大厚さ／平均厚さ」比の推移を示している。平成18年度から、比は「2」一定となっている。自然地形ではこうしたことはありえない。

基礎調査調書の表土の厚さは捏造された値ではないかと疑われる。

基礎調査調書の表土厚さ値が捏造ではないということを主張されるのであれば、平成17年度までは散在していた比が、なぜ平成18年度から突然「2」一定なのかの科学的説明をしていただきたい。

科学的説明がなければ、基礎調査調書は「表土の厚さを実測することなく、値を捏造して記載した」ものとなる。

県は、「砂防課は捏造してはいないが当該資料を確かに保有するので開示する」ということではなく、弁明のとおり当該行政文書は不存在とすべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき県が実施した基礎調査の結果を取りまとめた基礎調査調書（以下「基礎調査調書」という。）のうち、「地質の状況」欄を記載する目的は、調査地区の概況を記録することであり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということ把握できればよく、表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」という表現で足りるが、このような定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしている。

このため、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、その性質上、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしている。

このように、総合的な判断に基づいた記載を行っているが、請求内容にある「表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1／2となっていない」という条件に該当する文書について、当機関（土木建築局砂防課）では作成又は取得していないことから、不存在としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、平成18年度以降、表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1／2となっていない基礎調査調書（P. 1/4）の1例の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求に対し、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしており、請求内容にある「表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1／2となっていない」という条件に該当する文書については作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、平成18年度以降のすべての調査地域で表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1／2となっていることは基礎調査調書の表土の厚さ記載値は、すべて捏造されたものであるということとなり、その疑念を払拭するために審査請求を行った旨主張しており、本件請求文書は存在する旨主張していると捉えられることから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

当審査会において、本件請求文書の探索方法について確認したところ、次のとおり行っているとのことであった。

- (1) 基礎調査調書は、土砂災害警戒区域等の指定告示毎に、基礎調査調書の電子データを電子媒体に保存し、公示図書とともに保存し、管理している。縦覧する公示図書は紙及び電子媒体により保存しているが、基礎調査調書は紙媒体では保存していない。

(2) また、保存書類（公示図書及び基礎調査調書）と同じ電子データを土木建築局で契約している外部クラウドサーバー上の「広島県砂防GIS管理システム（以下「管理システム」という。）に搭載している。

(3) 本件請求の文書を作成又は取得していないことの確認は、砂防課職員が管理システムに搭載された基礎調査調書において探索したが、当審査会からの確認を受け、改めて管理システムにおいて基礎調査調書の確認を行った。

また、当審査会から実施機関に対し、基礎調査調書に記載の表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1／2となっていない場合とはどのような数値の場合であるのかを確認したところ、例えば「表土の最大厚さ150cm、表土の平均厚さが70cmのとき、これは表土の平均厚さが表土の最大厚さのちょうど1／2となっていないと言える」とのことであった。

そこで、当審査会事務局職員をして、本件請求に係る文書を探索したところ、「表土の最大厚さ150cm、表土の平均厚さが70cm」と記載のある平成18年度以降の基礎調査調書を保有していることが確認された。

そうすると、当該基礎調査調書は本件請求文書に該当し得るものであるから、実施機関の文書の探索は不十分であったと認められ、本件請求文書を作成又は取得していないとして不存在とした実施機関の判断は不当である。

したがって、実施機関は本件処分を取り消し、改めて対象となる行政文書を特定した上で、開示決定等を行うべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

- (1) 本件審査請求及び実施機関から当審査会に対し本件請求の諮問日と同日付けで諮問された別件審査請求4件は、審査請求から弁明書の発出までに約4か月ないし約2年3か月が経過している。また、本件審査請求及び別件審査請求では、一部の文書においては探索が不十分な点も見られた。

当審査会において実施機関に対し弁明書の発出までに時間を要した理由を確認したところ、他の開示請求の対応や過去の審査請求の事例の確認を行っていたためであるとのことであったが、行政不服審査制度における「簡易迅速な手続」という趣旨を踏まえ、実施機関においては、今後、開示決定等に対する不服申立事案における処理に当たって、迅速かつ十分な対応が望まれる。

- (2) 「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄に具体的な数値を記載する方法については、基礎調査調書を閲覧する者からみれば、一般的には実測した値であると解釈することが通常である。このため、記載方法としては、疑義がないわけではない。実施機関において、基礎調査調書を閲覧した者に誤解を生じさせない方法について検討することを期待する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 1 月 19 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 7 月 25 日 (令和 6 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 8 月 22 日 (令和 6 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 9 月 26 日 (令和 6 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 10 月 31 日 (令和 6 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授